

# 令和８年度ＩＰコンテンツを活用した子育て支援情報WEB広報委託 企画提案競技募集要項

## １ 契約に付する事項

- (１) 業 務 名 令和８年度ＩＰコンテンツを活用した子育て支援情報WEB広報委託業務
- (２) 履行期限 契約締結日から令和９年２月２６日（金）まで
- (３) 業務概要 別添仕様書のとおり
- (４) 限 度 額 １, ２４３, ０００円（消費税及び地方消費税を含む）

## ２ 参加資格

企画提案競技参加者は、次の要件の全てを満たす者とする。

なお、資格要件の確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (１) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- (２) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者。
- (３) 本要項を遵守するとともに、業務内容について仕様書に沿って責任を持って遂行できる者であること。
- (４) 過去５年間に今回の委託業務と類似業務の活動実績があること。
- (５) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
  - エ 暴力団員である事を知りながら、その者を雇用・使用している者
  - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
  - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (６) 当該事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (７) 常時連絡が取れるなど、事業実施に十分な事務局の体制が整っていること。
- (８) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (９) 特定の公職者（その候補者を含む）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者ではないこと。

## ３ 契約締結までのスケジュール

- (１) 公告 令和８年 ９月２５日（金）
- (２) 質問受付期限 令和８年１０月 ５日（月）
- (３) 参加申込期限 令和８年１０月 ９日（金）

- (4) 企画提案書提出期限 令和8年10月15日(木)  
(5) 審査結果通知 令和8年10月28日(水)(予定)

#### 4 手続き等

##### (1) 質問の受付

###### ア 受付期限

令和8年10月5日(月)午後5時まで

###### イ 質問様式

質問書(様式1)により、下記アドレスへ電子メールにて送付すること。また、メールの件名には「【質問】令和8年度IPコンテンツを活用した子育て支援情報WEB広報委託業務」と記載すること。

E-mail: a12520@pref.oita.lg.jp

###### ウ その他

- ・質問者の名称、所在地、部署名、担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載してください。
- ・受付期間経過後の質問、指定した方法以外での質問は受け付けません。
- ・質問に対する回答は、10月7日(水)を目途に県HPにて公表します。
- ・提案書の審査に係る質問には回答できません。

##### (2) 参加申込の受付

企画提案競技への参加を希望する者は、下記ア「提出書類」を下記イ「提出期限」までに提出すること。(電子メールで申込む場合、送信後は必ず電話で大分県こども未来政策課担当(下記エ)宛てに、着信確認すること。)

###### ア 提出書類

- ・参加申込書(様式2)
- ・企画提案競技参加資格確認申請書兼誓約書(様式3)
- ・団体の定款、規約等の写し
- ・団体の概要がわかるパンフレット等

なお、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する資格を有していない者については、次に定める入札参加資格確認申請時の必要書類を併せて提出すること。

- ・営業概要書、貸借対照表、損益計算書
- ・取扱商品等調書
- ・国税(法人税、消費税及び地方消費税)について滞納がないことが確認できる税務署長の証明
- ・大分県の県税(全税目)について滞納がないことが確認できる県税事務所長の証明(大分県内に本店・支店・営業所がない場合は不要)
- ・登記簿謄本
- ・定款(写し)

###### イ 提出期限

令和8年10月9日(金)午後5時(必着)

ウ 提出部数

1 部

エ 提出先

大分県福祉保健部こども政策局こども未来政策課こども政策班（県庁舎別館 3 階）

〒870-8501 大分市大手町 3-1-1

電 話：097-506-2718（直通）

E-mail：a12520@pref.oita.lg.jp

担 当：山口

オ 提出方法

持参（平日の午前 9 時～午後 5 時まで）、電子メール又は郵送（書留郵便）による

カ その他

- ・参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 4）を提出してください。
- ・参加資格者審査結果については、参加申込書受理後に随時通知します。

（3）企画提案書の提出

ア 提出書類等

※規格は A 4 版とし、片面印刷で提出すること。

※紙媒体と同等の内容である電子データ（PDF）も送付すること。

- ・実施体制説明書（様式 5、A 4 版）
- ・企画提案書（任意様式、A 4 版）

※仕様書に基づいて、本事業の目的を踏まえた提案を行ってください。

- ・業務工程表（任意様式、A 4 版）
- ・事業費積算（任意様式）

※本事業実施にあたり、必要な経費の全額を示すとともに、その内訳がわかるように記載してください。合計額は 1（4）に示す限度額以内となるようにしてください。

イ 提出期限

令和 8 年 1 0 月 1 5 日（木）午後 5 時（必着）

ウ 提出先

4（2）エと同じ

エ 提出方法

紙 媒 体：持参（平日の午前 9 時～午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便）による

電子データ：電子メールによる

オ 提出部数

紙 媒 体：5 部（原本 1 部、コピー 4 部）

電子データ：提出書類をまとめて PDF データにしたものを 1 部

## 5 審査及び結果通知

- （1）審査は、応募者の提出した書類に基づいて審査員が審査を行い、最優秀提案者 1 者を選定する。
- （2）審査委員会における審査は、下記「6 審査基準」に基づき評価する。
- （3）審査結果は、審査日以降に E-mail により令和 8 年 1 0 月 2 8 日（金）（予定）に通知する。

- (4) 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の提案を行った者を委託候補者とする。また、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を行い、審査結果を自ら有利にしたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。
- (5) 提案競技参加者が1者の場合、各審査委員の合計点の平均が6割以上であれば企画提案競技募集要項、仕様書を満たすと判断し、その提案者を受託事業者として決定する。
- (6) 提案者がいない場合、ホームページでその旨を公表するとともに、再度公募を行うものとする。

## 6 審査基準

次のとおり、審査項目について、採点基準により採点し、総合点を集計する。

### (1) 審査項目

| 評価項目 |         | 審査の視点・ポイント等                                                                                                                                                                                              | 配点 |
|------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| (1)  | 業務目的の理解 | <ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書の内容を明確に理解しているか。</li> <li>提案内容は事業の目的及び趣旨との整合性がとれているか。</li> </ul>                                                                                                | 10 |
| (2)  | ①企画     | <ul style="list-style-type: none"> <li>ターゲットの選出及びターゲットに向けた広告媒体の選定は一貫性のある判断がなされているか。</li> <li>特に、デジタルプロモーションが含まれる場合は、コンテンツ制作だけでなく、ターゲットに情報が届く・伝わる工夫がなされており、十分な閲覧数が見込まれるか。</li> </ul>                      | 20 |
|      | ②効果計測   | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業目的と一貫性のある効果計測指標（KPI）が定められ、現実的な計測方法が提案されており、本事業が来期以降も最適化できるような評価方法が確立されているか。</li> <li>事業を推進するなかでどのようなデータを取得しどのような示唆を出すために分析し、県の知見として蓄積するのか構想が示されているか。</li> </ul> | 20 |
| (3)  | 業務執行体制  | <ul style="list-style-type: none"> <li>スタッフ、人員、会社の運営体制が充実しているか。</li> <li>県からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。</li> <li>連携企業がある場合は、連携企業の役割が明確になっているか。</li> </ul>                                                | 5  |
| (4)  | 業務遂行能力  | <ul style="list-style-type: none"> <li>実施方法に具体性があり実現可能なものとなっているか。</li> <li>専門的な知識やノウハウを有しているか。</li> <li>過去に同種または類似の事業を受託した経験があり、本事業を実施するにあたり高い効果が期待できるか。</li> </ul>                                      | 15 |

|     |       |                                                                                                                                                                                                                             |     |
|-----|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| (5) | 作業工程  | ・無理なく業務遂行ができるスケジュールが組まれているか。                                                                                                                                                                                                | 10  |
| (6) | 予算・見積 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積額は委託契約上限額（消費税及び地方消費税相当額（100分の10相当額）を含む。）の範囲内か。</li> <li>・算定根拠は明確に示され、妥当な内容となっているか。</li> <li>・情報発信コンテンツ制作、広告費用（広告媒体原価＋管理運用費）、効果検証の予算配分は、3：6：1の割合（通称サーロインの法則）が目安となっているか。</li> </ul> | 20  |
| 合 計 |       |                                                                                                                                                                                                                             | 100 |

## 7 留意事項

- （１）本企画提案競技に係る経費（企画提案書等の作成、提出、審査会参加等に要する経費）は、提案競技参加者の負担とする。
- （２）提出された書類は、返却しない。
- （３）提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- （４）提出書類等に記載された個人情報、本業務の受託者の選定のために使用し、その他の目的には一切使用しない。
- （５）採択された企画提案書の著作権は県に帰属する。
- （６）第三者の著作権や肖像権等を伴う企画提案を行う場合は、県による提案書の利用も含めて使用許諾手続きを適切に行うこと。
- （７）審査の内容についての問合せには一切応じない。
- （８）この要項に定めるもののほか、本業務に係る必要な事項は、本県が定める。

## 8 問い合わせ先

大分県福祉保健部こども政策局こども未来政策課こども政策班

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

電 話 097-506-2718

メール [a12520@pref.oita.lg.jp](mailto:a12520@pref.oita.lg.jp)